

茂原税務署からのお知らせ

確定申告は **自 宅** から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓

推奨ブラウザ



Safari



Google
chrome

マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



アプリ
「マイナポータル」



税理士による無料申告相談

～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期間	会場	所在地
令和8年2月2日(月)	いすみ市役所 大原庁舎	いすみ市大原7400-1
令和8年2月3日(火)	御 宿 町 役 場	御宿町須賀1522
令和8年2月4日(水)	勝 浦 市 役 所	勝浦市新官1343-1
令和8年2月5日(木)	白 子 町 役 場	長生郡白子町関5074-2
令和8年2月6日(金)	長 柄 町 役 場	長生郡長柄町桜谷712
令和8年2月9日(月)	大 多 喜 町 役 場 中 庁 舎 保 健 セ ン タ ー	夷隅郡大多喜町大多喜93
令和8年2月10日(火)	い す み 市 岬 公 民 館	いすみ市岬町長者22

時 間

午前9時30分 から 午後4時まで
(受付は午後3時まで)

※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ることがあります。

対 象 者^(注1)

- ・年金受給者
- ・給与所得者
- ・小規模納税者^(注2)

そ の 他

- 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してください。
- 申告書等の提出のみの場合は、茂原税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ることがあります。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。)	茂原税務署	千葉県茂原市 高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで

必要なもの

- ① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。)
- ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ③ スマートフォン
- ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

マイナンバーカードのパスワードを失念した方は[こちら](#)



※ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、**マイナポータル連携**の事前準備をお願いします。

案内図



オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 2月16日(月)～3月16日(月)までの期間中、茂原税務署の駐車場は予約者用となります。
- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



友だち追加はこちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が**失効**している場合があります

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

有効性の確認

確認結果

JPKI利用者ソフト



アプリはこちらから

iPhone

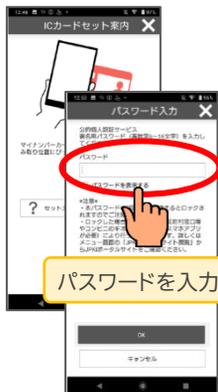
Android



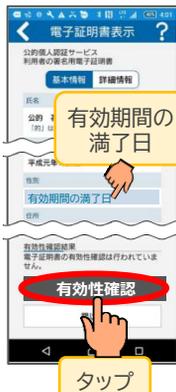
iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アップル株式会社の子会社に登録されています。Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



署名用電子証明書を
を選択



パスワードを入力



有効期間の
満了日

有効性確認

タップ



有効性確認結果
: 「有効」

※ 公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続きを行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】〒262-8507 千葉県花見川区武石町1-520
東京国税局業務センター千葉西分室(茂原税務署)

【問合せ先】〒297-8501 茂原市高師台1-5-1 Tel. 0475(22)2166(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。